

# 高浜町木材利用基本方針

平成26年3月26日策定

この基本方針は、国の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定および公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日付け22林政利第63号。以下「国基本方針」という。）に基づき、高浜町における木材の利用促進に関する方針等を定めるものである。

## 1. 木材利用の目的

地球温暖化等の環境問題の解決には、資源やエネルギーの節約、リサイクル利用、自然エネルギーの活用など低炭素社会の実現に向けた循環型社会の構築が必要不可欠になっており、その中で木材利用による環境負荷の低減が大きな役割を果たしている。

木材は、炭素の貯蔵機能を有し再生可能な資源であることに加え、軽くて丈夫にもかかわらず加工が容易であることや、断熱性・調湿性に優れてやわらかであることから健康に優しいことなどの特性がある。

さらに町内産材を利用することにより、山村地域の林業や木材産業の活性化、雇用の場の創出につながるほか、町内の森林の適正な管理が進み、森林の多面的機能を高度に発揮することができる。

これらのことを踏まえ、高浜町では公共施設等での木造化・木質化および公共工事での木材利用を積極的に推進するものとする。

## 2. 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「公共建築物」とは法第2条に規定する公共建築物をいう。
- (2)「木造化」とは、国基本方針第1の2注釈に規定する木造化をいう。
- (3)「木質化」とは、国基本方針第1の2注釈に規定する木質化をいう。
- (4)「地元産材」とは、原則町内の山林で伐採・搬出された木材をいい、不足する場合には、福井県内の山林で伐採・搬出された木材を含める。

## 3. 公共建築物・公共土木工事等における木材利用の方向性

建築材料としての木材の利用促進の観点から、公共建築物について木造化を促すとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、土木・農林水産等の公共工事に利用可能な土木資材（チップ等を含む）としての活用、さらには公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

さらに、木質バイオマスを燃料とするエネルギー利用導入について、木質バイオマス

の安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

#### 4. 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

##### (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

##### (2) 町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

#### 5. 公共建築物における積極的な木造化の促進

公共建築物の整備においては、4の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則木造化するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を貯蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、木造化が困難な場合は、木造と非木造の混構造とすることで、耐火性能や構造強度の確保や建築設計の自由度等を高めることにより、積極的に木造化を促進するものとし、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に推進するものとする。

さらに、木材の供給先である木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むものとする。

#### 6. 環境に配慮した公共工事への間伐材の利用促進

公共工事において利用可能な工作物・施設においては、環境負荷の少ない資材である木材・間伐材製品の利用を積極的に図ることとする。

## 7. 公共建築物・公共工事における木材の利用の目標

町が整備する公共建築物の新築や改築、または土木・農林水産等の公共工事等における木材の利用に関しては、地元産材を利用する方向で検討していく。

また、その中で取組みの成果について検証するとともに、今後の取組方針や木材の利用の促進に向け措置の検討等を行う。

## 8. 木材利用促進のための推進体制

公共建築物における木造化・木質化、あるいは公共工事等における地元産材の利用について、事業を計画する各担当部局は、関係部局と連携して木材の利用促進に努めることとする。

また、庁内関係部局が所管する補助事業についても実施主体に対し、木材・間伐材の利用促進に努めるよう指導することとする。

## 9. 公共建築物における木材の供給体制

町は、公共建築物の建築に使用する木材について円滑な供給を図るため、木材の供給に関連する者（素材生産業者・木材市場・製材業者・工務店等）の連携が円滑に行われるよう流通の整備・合理化に努めて、品質・性能の確かな乾燥材や集成材等が安定的に生産される体制の整備に取り組むものとする。

## 10. 町における木材利用

町においては、施設の木造化・木質化・公共事業での木材利用に努めるとともに、町民への木材の優れた特性等のPR活動に取り組むこととする。

### 11. 民間における木材利用

町は民間施設等が整備する4の(2)の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

さらに町は一般の住宅や倉庫等の建築においてもさらなる木材の利用を普及していくため、効果的な施策の実施や新たな支援等を積極的に行っていくこととする。

## 附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。